

平成30年度第2回亀山市総合教育会議 会議録

日 時 平成30年8月8日(水) 午後2時30分から午後4時05分まで

場 所 市役所本庁舎3階理事者控室

出席者

(市長)

櫻井 義之

(教育委員会)

教育長

委員

委員

委員

委員

(事務局)

総合政策部長

総合政策部次長

総合政策部政策課長

産業建設部長

危機管理監

教育委員会事務局教育部長

教育委員会事務局教育総務課長

教育委員会事務局学校教育課長

服部 裕

井上 恭司

大萱 宗靖

太田 淳子

宮村 由久

山本 伸治

落合 浩

豊田 達也

大澤 哲也

久野 友彦

草川 吉次

原田 和伸

西口 昌毅

議 事

- 1 市長あいさつ
- 2 教職員の働き方改革のための環境整備について
- 3 児童生徒の通学路安全確保について
 - (1) 通学路のブロック塀等の安全点検及びその対策について
 - (2) 登下校時における児童生徒の安全確保について

開会

事務局

それでは定刻となりましたので、本年度第2回目となります亀山市総合教育会議を始めさせていただきたいと思っております。

皆さま方には大変お忙しい中、総合教育会議にご参集いただきありがとうございます。

本会議につきましては、亀山市総合教育会議要綱第6条により「公開」会議となっております。また、第7条におきまして、議事録につきましては、市ホームページにて公表をさせていただくこととなっておりますので、予めご了解くださいますようお願いいたします。

1. 市長あいさつ

事務局

それでは、事項書に沿って、議事進行をさせていただきます。

まず、「事項1 市長あいさつ」でございます。市長よろしくお願ひ申し上げます。

市長

皆さん、こんにちは。今年は猛暑が続いております。また、熱い熱戦が繰り広げられておりましたインターハイも先日、無事終了いたしましたところであります。

本日は、ご多用の中、本年度第2回の総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆さま方には平素から本市の教育行政の推進に日夜ご尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本日の総合教育会議につきましては、教育委員会からの要請及び市長部局からの提案事項により招集するものでございます。

事項といたしましては、教職員の働き方改革に向けた環境整備、児童生徒の通学路安全対策についてでございますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

特に、教職員の働き方改革に向けた環境整備の事項についてでございますが、教職員の皆さまには、亀山市内の児童・生徒のために、教育現場において日々努力いただいております、厚くお礼を申し上げます。青少年の多感な時期において、多くの時間を過ごす学校での学び、ふれあう機会は、多くのことを吸収し、大きく成長する時期でございます。勉強だけではなく、亀山への愛着や誇りを抱く重要な時期におきまして、教職員の皆さまには格別の奮闘をいただいております。その労働環境面につ

いては、子ども達へも大きな影響を与えるものだと私どもも認識をしております。

教職員の労働環境の改善に向けた取り組みにつきましては、これまでも県教育委員会での取り組みに加えまして、必要に応じて対応を行ってきたところでございます。本日はその実情も含めて協議をいただきますので、真摯に受け止めてまいりたいと考えております。

本日の協議内容につきましても、それぞれのお立場から率直なご意見等を頂戴し、有意義な機会としたいと思いますので、最後までよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

2. 教職員の働き方改革のための環境整備について

事務局

ありがとうございました。

本日の総合教育会議につきましては、先ほど市長からもありましたように、市長からと教育委員会からそれぞれの協議事項の提案がございまして、本日開催をさせていただく運びとなったところでございます。この後、2番目の項と3番目の項につきまして、それぞれ協議をいただくこととなりますが、予定といたしましては、午後4時の終了を目途に進めさせていただきたいと思っておりますので、円滑な議事の進行に協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず「事項2 教職員の働き方改革のための環境整備について」でございます。

この事項につきましては、教育委員会からの協議の要請事項となります。資料によりまして、教育委員会事務局より、ご説明をお願い申し上げます。

教育委員会事務局

(資料に沿って説明)

・資料 教職員の働き方改革のための環境整備について

事務局

ありがとうございました。

ただいま、教職員の長時間労働の実態及びさらなる改善ということでございましたが、市長、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

市長

教職員の長時間労働をはじめとする労働環境につきましては、特に近年、各報道等でも大きく取り上げられているところでございまして、対応が求められる問題であると認識をいたしております。

す。

本市におきましては、教職員だけではなく、誰もが自らの能力を十分発揮をして、健やかに、自分らしい充実した人生を歩んでいただく、楽しんでいただくため、働き方改革をしっかりと進めていこうという思いで率先して取り組むとともに、教育委員会でスタートいただきました家族の時間づくり事業の発展型として、ワーク・ライフ・バランス推進週間の取り組みを経済界や関係団体の皆さんの協力を得て、進めているところでございます。

そのような中で、教職員の労働環境の改善につきましては、基本的に、国はしっかり方針を示して、その方針に合わせて県教育委員会で対応されるものと考えております。

しかしながら、そればかりでは対応できない部分もたくさんあるかと感じております。先ほどの説明でもございましたが、部活動指導員の配置や少人数教育推進教員の配置の取り組みにつきましても教職員の負担軽減のために有効なものであろうかと考えております。

先ほど、いくつかの改善に向けての重点事項を挙げていただきましたが、まずは、国や県の対応状況や対応方針に対しての情報収集を行っていただくとともに、その取り組みの市内の学校での積極的な活用につきましてお願いをしたいと考えております。それでも行き届かない部分については、当然、児童や生徒にしわ寄せがいかないように、そして、亀山の子どもの教育環境のさらなる充実と教職員の負担の軽減の両立に向けて、市といたしましても、財政的には厳しい状況ではございますが、積極的に検討をして、その環境を整える努力をいたしてまいりたいと考えております。

事務局

ありがとうございます。

ただいま、教職員の働き方改革のための環境整備について、市長のお考えについてお示しいただきました。委員の皆さま方につきましては、ただいまの説明及び市長のご意見等につきまして何かご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員

資料の中にもありましたように、月に80時間を超えるというような過労死の認定ラインを超えるケースもあるとのことございまして、改善していかなければならないと思っております。しかしながら、頭ごなしに「残業を減らせ」と言っても、物理的に業務が減らない限り、残業は減らないと思います。

この資料には職員が残業を持ち帰った分は入っていないのでしょうか。

教育委員会事務局

入っていません。

委員

持ち帰った分の残業時間は入っていないので、残業を減らすように言ったとしても、職場で終わらない分については持ち帰って仕事をしたいと思います。目に見えた改善をしないとなかなか解決しないと思いますので、要望書の冒頭の3点についてお願いしたいと思います。

部活動に係る職員配置につきましては、2名の配置をしていただきましたが、非常によい結果が出ていますので、もう少し増員いただければと思います。

スクール・サポート・スタッフにつきましても、コピーなどの雑用や事務的な仕事をそのスタッフにしていだけましたら、先生方には本来の仕事に打ち込んでいただけたらと思いますので、時間外労働の削減につながると思います。

ぜひとも早い時期に改善できるようよろしくお願いいたしますと思います。

委員

勉強不足の部分もあるのですが、先生方の給与に関する特別法というのがあります。その中で、長時間勤務の4項目というのがあり、災害や職員会議、学校の行事などの4つのことに限って時間外が認められ、それ以外は時間外でないとされています。部活動や生活指導については、自主的活動として捉えられており、この部分について先生方の負担が増えているということでございます。このことについて、「削減しろ」と言っても、先生方のモチベーションは下がると思います。そういった意味では、市長さんの話の中にもありましたが、国・県の情報収集に努めるということも必要でありますし、対応を早めていただくということもあると思います。いずれにしましても、この働き方改革について、国で取り上げられ、取り組みが進む中で、教職員の働き方改革も一緒に取り組んでいこうということは、1つのチャンスであろうと思います。

私は、「働き方改革」イコール「総勤務時間の縮減」ではないと思っています。働き方改革となると、そもそも論と言いますか、先生のあり様に関わってくるものだと思います。「教職員とはどんなものだ」ということについてのそもそも論をこの場でしても答えは出てこないと思いますので、総勤務時間の縮減をまず図っていこうという切り口で、先生達の働き方改革を行っていけばよいのではないかと思います。事務局から提案されたことについても、非常によい考えだと思っています。

先日、教育委員会で行いました集中審議にしても、それ以外の教育委員会の場においても、教職員の時間外勤務の削減についてかなりの時間を費やし検討を行ってきました。しかし、なかなか一発逆転ホームランという方法はなく、単打を積み重ねていかないとうまくいかないものだと思います。

国や県で部活のガイドラインを示され、教育委員会も取り組んで、今年になってからは、バージョンアップしたような計画を作っ

委員

ております。結果もダイレクトではないかもしれませんが、出てきている中で、いろんなヒットを積み重ねていきたいというのが正直な感想であります。

資料に記載されている要望事項については、トップダウンではなく、現場の校長先生の声聞いて要望をさせていただいているものです。指導員の要望につきましては、私も賛同したい、応援したいと思っておりますので、ぜひ市におかれましても、限られた予算の中であれかこれかの議論の中で厳しいとは思いますが、教育委員会で積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

教職員の働き方改革について挙げられているのですが、この議論となる中で話題となってくるのが勤務時間の縮減でございます。ところが、この資料を見てみると、「学校教育の充実に向けて」と記載してあります。充実をしたら時間もかかりますし、人もお金もかかります。学校というのは、今でも使命感、責任感からくる充実という視点が強すぎる、押しつぶされてきていると思っております。

例えば、中学校の部活動が勤務時間の増大に直結しているということであれば、極論を言いますと、部活動をやめればよいわけです。教育課程に部活動ということは位置付けられていないので、やらなくても別によいのです。ところが、現実問題として、部活動をやめることができるのかどうか。子ども達の気持ち、教員の気持ちや考え、保護者の期待、あるいは、他の市町との関係の中でやめることができないという実態があります。いわゆる根本的なところについて、解決策はわかっているのですが、できないというもどかしい状態だと思っております。

先ほども、教育委員会において、教科書採択の議論をしていたのですが、どの教科書もとても重たいです。それは、良質の紙になったから、カラー刷りになったから、B版がA版になったから重たくなったということもございしますが、それよりも指導要領の中に定められていることを教科書に反映させると重たくなるに決まっているのです。教科書を軽くするためには、指導要領の見直しということも抜本的な解決につながるのではないかと思います。いずれにしても、学校というところは、市役所も一緒ですが、「充実」ということが頭から離れないので、資料を見ていただいても、時間外勤務の縮減に直結することは書かれていないのです。

確かに、関中学校で著しい効果を上げられたということが教育委員会の丁寧な聞き取りによってわかってきておりますので、有効な手段の1つであると思っておりますが、根源の部分とのすれ違いの部分ではもどかしさを感じております。

それはともかくとして、具体的なことを1点だけ申し上げますと、スクール・サポート・スタッフの配置のことではありますが、5月末に亀山東小学校へ学校訪問ということでお邪魔をさせていただいた際に、教育行政に対する要望について問いましたら、スクー

ル・サポート・スタッフをぜひとも配置してほしいとのことであります。昨年度は、これと同様の仕事をしてくださる人が国の費用において配置されていたとのことでございました。ところが、今年度は、それが引き上げられたために、元に戻ってしまったとのことで、ぜひとも復活させてほしいとの強い希望がありました。現場からこのような要望があったということは、勤務時間の縮減に直結するかということは別ですけれども、負担減、時間確保の面において有効であることは間違いないと思います。私も直観的にそう思いました。したがって、どのスタッフをどの程度という問題はありますが、現場から直接聞いた声ということから言うと、スクール・サポート・スタッフの配置をお願いできるとありがたいと思います。まずは、単学級ではない学校を対象として検討いただき、対応いただけるとありがたいと思います。

委員

先ほど、勤務時間の縮減に関しての根本的な解決のためには部活動の廃止ということもあるとの意見もありましたが、他市では現在インターハイも開催されており、一所懸命に部活動を行い、先生に引率され、成果として発表できる場があるということは、子どもとしても、親としてもありがたいことです。それは、熱心に指導していただいている先生によって可能となっているものだと思いますので、そのような場は持っていてほしいと思います。ただ、過剰な練習もいかなものかだと思いますので、部活動のガイドラインに示されている活動時間を守ってほしいと思います。

そのような熱心な先生がいることによって、子ども達が勉強以外にも頑張れる、学校に行って楽しいなと思うことにつながると思います。その結果が、この資料にある80時間にも及ぶ時間外勤務の実態なのだと思います。

しかし、そういった先生ばかりではなく、部活動を教えるのが苦手で、苦痛という先生もいると思いますので、そのような先生達はどんどん気持ちに余裕がなくなっていくこともあろうかと思えます。気持ちに余裕がなくなると、家で親が子どもと接しているときも同じですが、そっけない態度をとってしまうことがあると思います。そうした場合には、子ども達の声聞き取れない、子ども達のちょっとした変化を見過ごすこともあると思いますので、負担と感じている先生達を消化するためには、複数制の指導員を配置するということが有効であると思います。

先生達の気持ちがしんどくなり、先生に病気などの事態がありますと、心に大きなきずを負う子もいると思います。今後、そのようなことがないようにするためには、80時間の時間外勤務をする先生をなくしていかなければならないと思います。これは、先ほど、市長が言われたように、子ども達にしわ寄せがいかないようにするためにも、増員などの効果的な対応をしていただき、先生達の勤務時間を5時間でも10時間でも減らしていただければと思います。

委員

わざと挑発的なことを申し上げたのですが、部活動については、何十年もこの議論を続けてきております。部活動をやめなくてすむ唯一の解決策は社会教育に移すことだと思います。社会教育に移し、学校の教員はその部活動に指導者として参加するかどうかを選択するようになる、もしくは、参加しない方法しかありません。ボランティアや社会人を投入するということで対応していただければ、指導者の教員は解放されます。ボランティアの内容についても考える必要があります。連日、2時間も3時間も拘束ということになりますと、人材がないということになりますが、活用ということを考えていく中で、教職員の負担軽減につなげていくべきであろうと思います。

この資料には部活動の時間は入っていないのですか。また、外部指導員には来ていただいてないのですか。

教育委員会事務局

部活動の時間については、入っておりません。
外部指導員には現在も来ていただいております。

委員

中部中学校には、バスケットボールで優秀な指導者の方に来ていただいていたと思います。そのような例もありますので、ボランティアや社会人の活用をしていただければと思います。学校が部活動にノータッチになるという話ではありません。そういった方法を具体的に見出していかないと、解決につながっていかないとと思います。

事務局

ありがとうございました。

ご意見を少しまとめさせていただきますと、目に見えるような改善が必要であるということで、特に冒頭に掲げた3項目について実効ある施策を打っていくべきであろうというご指摘がありました。

また、勤務時間の縮減については、給特法の改正も必要ではないかというご指摘もあり、予算要望の時期も近づいてきますので、そういった増員に対する予算的な措置もお願いしたいというようなご意見がございました。

また、なかなか実効性ある具体的な施策というのは、現実的には難しいが、その中で、スクール・サポート・スタッフへの新規配置について、これまでに国費で補われていた部分もあったとのことで、こういった制度の復活も急務であろうということでもございました。実効性ある施策が難しい中、地域や社会などの外部からの人材登用も1つの方策ではないかとのご意見でもございました。

また、教職員の負担軽減、特に、肉体的ではなく、精神的に追い込まれた教職員に対して、どのような手を差し伸べていくのかという中で、施策として教職員の増員や部活動指導員の充実が急務であろうとのご意見もございました。

今のご意見を受けまして、市長、何かお考えがあったらお願いします。

市長

それぞれのお立場でお話をいただきまして、まずは実効性のある施策につなげていかなければなりません、人的な整理、やはり、マンパワーを充実させていくことが段階的に必要であると考えております。先ほど、勤務時間の縮減につながらないのではないかとのご指摘もありましたが、部活動の件についても、スクール・サポート・スタッフの件についてもそうですが、間違いなく従来の業務以外のところにスタッフを手当することによって教職員の負担を軽減させるという意味で重要であろうと思います。

また、資料のその他で給食会計の公会計化とありますが、教育長の強い思いであって、従来あまり議論されていなかった、議論されていても進んでいなかったことにつきまして、当然、本来の職員がやっていた業務以外のことへの負担に軽減になりますので、取り組んでいただくとのことをございます。掲げた項目が実行できますように、予算の制約はございますが、段階的に対応していく必要があると考えております。

それから、給特法との関係についてご指摘をいただきましたが、国との関係の長年の歴史の中で、こういった構造があるのだらうと思います。これは我々もいろんな機会を通じて、給特法の関係だけではなく、様々な要望について、市長会等を通じて申し上げたいと思います。

世の中が複雑化し、社会が変化してきております中で、ストレスの多い社会になってきていると思います。学校以外も含めてですが、特に子ども達と接する教職員の皆さんの公もプライベートもですが、健やかな充実した状態で遂行いただけるような状況をつくっていくというのは、社会全体の風土や社会の価値観、保護者の考え方などの様々なことが絡んでくることだと思います。健やかな人生が送れるように、ワーク・ライフ・バランスなどの問題につきまして、市として地域社会に対して、メッセージを送り続けて改善を目指していきたいと思います。教育委員会だけの話だけではなく、世の中全体の変質がストレスとして、学校の現場や保護者との関係で出てくると思いますので、社会全体の器量を持ち続けられるような亀山市であり続けられるよう、このメッセージはしっかり出していきたいと思いますので、協力をお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。
それでは、教育長、お願いいたします。

教育長

今回、教育委員会側から2つの総合教育会議の協議事項を挙げさせていただき、開催をしていただきました。

資料の3ページの時間外労働時間についてですが、教育委員さん4人、それぞれご意見をおっしゃっていただきましたが、平成29年度の小学校の時間外労働時間33時間をみたときに、1ヶ月を

20日間とすると、1日に2時間しか時間外勤務をしていないのではないかと考えられるわけです。しかしながら、資料に注書きで記載させていただきましたが、これらは自己申告した時間であること、持ち帰った仕事を行った時間は含まれていないこと、休憩時間は実質なく、連続勤務状態が続いているという実態を教育委員さんにも今一度認識していただきたいと思います。

そして、7月時点だけを申しまして、メンタルを原因として休んでみえる職員は1～4人ではすまない状況でございます。そういったことがある中で、予てから市長には訴える場において、現状や改善について訴えていただいております。国は働き方改革と掲げた以上かなりの施策を打ってもらっており、教育委員会といたしましても、県の事業を活用させていただいたりしておりますが、県の財政力が伴わないがために市町教育委員会、いわゆる小中学校の施策として生きてこない部分があるというのも事実でございます。

意見の中で、亀山東小学校の例もございましたが、県も全体の中で1人の配置のみという人数枠の中で、業務補助員という名のもとに2年間だけ亀山東小学校に配置いただいた経緯がございます。また、井田川小学校は、昨年度、2人教頭だったのですが、児童数が減少したことにより1人教頭となりました。実質、学級数が変わってなくてもそのような変化がございます。しかし、今年度、井田川小学校には事務補助員が県費により新たに配置されました。これについては要望を重ねて配置いただいた経緯がございます。

このように、ぎりぎりの中で、県とのやり取りをさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。それでも国・県の手でも対応できない場合は、市のほうで助けていただければと思います。もちろん教育長としましては、校長の学校のマネジメントや部活動のガイドライン等に定めたことについて、有効な事例を参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

ただ、部活動の社会体育化については、長期的な見通しとしてはありますが、すぐには人材も含めてシフトすることは困難でございます。文科省の文書では、本来教員がやるべきことではないと示された項目の中に、清掃指導、給食指導、登下校指導が挙げられております。しかし、これらを実態からみたときに、すぐにやめるということではできません。いずれにしても、地域の方の協力が欠かせないということがありますので、地域との連携をどんどんと進め、連携から協働へと深めていくプロセスも大事にしながら、外部人材に学校の中に入ってもらいたいと思います。

1つ目の項目はお願いのような形になりましたが、2ページの学校業務の見直しについては、今後、教育委員会で検討を重ねていく必要があります。これらの内容につきましても、保護者にすぐに理解いただけるものとは思っておりませんので、一つひとつ丁寧に、教育委員会としてやるべきことに取り組んでいきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

事務局

ただいま、市長と教育長からもそれぞれの見解がございましたが、市長部局といたしましても、今後、予算編成時期を迎えるにあたりまして、当然、国や県の状況については注視をさせていただく必要はあるかと思いますが、今後も出された意見を踏まえまして、教育委員会とも十分連携を取りながら、対応してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

3. 児童生徒の通学路安全確保について

(1) 通学路のブロック塀等の安全点検及びその対策について

事務局

それでは次に、「事項3(1)通学路のブロック塀等の安全点検及びその対策について」でございます。

先の大阪府北部を震源とする地震では、通勤・通学の時間である朝8時頃に最大震度6弱を記録する地震が発生し、大きな被害が出たところでございます。その中でも、高槻市におきましては、建築基準を満たさないブロック塀の崩壊により登校途中の小学生が下敷きになり、死亡するという大変痛ましい事故が発生したところでございます。

このことを受けまして、学校を含め、市の公共施設内のブロック塀につきましては、安全性について調査を行ったところであり、今後、対策を図ってまいりたいと考えております。

一方、このブロック塀につきましては、私有地、いわゆる民間所有の土地にも多く存在しており、通学路を含む道路に面しているものもあるのが現状でございます。

事故を繰り返さないためにも、対応が求められるところでございますが、まず通学路の点検状況等につきまして、教育委員会事務局より説明をお願いいたします。

教育委員会事務局

(資料に沿って説明)

・資料2 通学路のブロック塀等の安全点検及びその対策について

事務局

続きまして、市道の管理をしております産業建設部長より市道の現在の状況について説明をいただきたいと思っております。

産業建設部長

(下記の内容について説明)

- ・ブロック塀等の安全点検についての国からの通知文書について
- ・市での注意喚起の状況について
 - 市ホームページ、行政情報番組、チラシで周知
- ・県と連携したパトロールの状況について
- ・市での相談対応の状況について

事務局

ただいま、教育委員会事務局及び産業建設部より通学路のブロッ

ク塀等の安全点検及びその対策について、それぞれ説明を受けたところでございます。

各委員におかれましては、この説明につきまして、何かご意見等がございましたら、お受けをいたしたいと思っております。

委員

学校サイドのほうでPTAの方々の協力も得て、通学路の点検をさせていただいたのですが、その中でブロック塀があるところのお宅を直接訪ねてはいないのですよね。そういった対象となるお宅に産業建設部が行って指導していただけるということになるのですか。

事務局

所有者への連絡ということだと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設部長

産業建設部だけでそれをすべて行うというのは難しい部分がございますので、今、通学路に関しては調査をいただいているということで、その調査で出てきたものをまずはふるい分けをし、緊急度の高いもの等を整理する必要があると思っております。その後の対応につきましては、私どもと教育委員会と協議を進めて、どのように対応していくか決定していきたいと思っております。

事務局

全体像が見えてきたときに、全庁的にどのように対応するかというのは再度検討していきたいと考えております。

委員

8月10日に点検が終わるわけですが、これから詳細な調査に入っていくのだと思います。ここまでの流れについては、見通しが立つのですが、詳細調査をどのように扱っていくのが難しいと思います。

マスコミなどの報道では、他市においてブロック塀等の除去について助成があるとのことですが、亀山市ではいかがでしょうか。

危機管理監

現在、亀山市では補助金制度はございません。県内では鈴鹿市のほか5市町において撤去費用の補助金制度がございます。これは、大阪府北部地震の発生を受けて構築された制度というものではなく、以前からあった制度でございます。この制度の全国的な動向として多くみられますのが、個人が撤去された撤去費の2分の1、もしくは10万円、8万円と決められた上限額のどちらか低い方の額を補助とするものでございます。

現在、国のほうで大阪府北部地震を受けた中で、補助制度の見直しをされておりますので、私どもとしても、国の動向を見つつ、制度設計を考えながら、それをきっかけに啓蒙啓発をして撤去を促すことになると思います。

教育長

啓発活動ということなのですが、本年度に地区委員さんに2回現場をすべて歩いてもらっており、8月10日に点検の結果が出てま

いります。このように点検いただいた中で、「市の動きは遅い、速やかな動きが感じられない」、「実際に危険とわかっているのに、毎日子ども達を通るのだがどうしたらよいか」などの意見が出てきそうですが、やはり啓発の域でしかないのでしょうか。

危機管理監

個人の所有物を強制的に撤去してもらうというのは、現在の法システムではできませんので、補助金制度を検討していくとともに、危険である箇所については自主的に対応していただくということについて啓発していく対応しかできないのが現状でございます。

教育長

10月には教育懇談会が開催されます。何らかの市の回答がないといけないと思います。

場合によっては、通学路の変更ということになれば、経路変更によって通学安全灯の新たな設置、歩道の確保などの3次的な対応も発生してきますので、今後、産業建設部、防災安全課のほうで綿密な対策をお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございました。

市長、総括的にご意見ございましたら、お願いいたします。

市長

先の大阪府北部地震を教訓に、しっかり対応を行っていくということは大事であると思いますが、ブロック塀に限らず、通学路に存在する多くのものが子ども達に危険をもたらす可能性があるということで、今回のような事態を繰り返さないためにも、現在行っているように、全体の把握と安全性の確認等が重要であると思います。

父兄の皆さんの協力によって危険箇所の点検を進めていただいておりますが、公の所有物につきましては、当然速やかな撤去や修繕を行うわけですが、私有地、民間所有の土地の扱いにつきましては、なかなか法的な措置がとれない関係上、悩ましい話ですが、対応が難しいというのが現実でございます。

したがって、所有者に対して、対応をお願いするように促していくことが必要であると思いますので、場合によっては、ブロック塀等の撤去にかかる財政支援の検討も必要かと存じます。

ぜひ、今回進めていただいております点検の結果を受けて、問題点・課題点を早急に整理した上で、対応方法の本市としての体系、体制を確立し、安全な通学路づくりに生かしたいと考えております。

自治体単独での対応では限界もありますので、調査の結果を踏まえ、関係する皆さんに協力いただきながら対応をしてまいりたいと考えております。また、教育懇談会までには一定の方向をお示しすることができますようにしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会と連携をさせていただいて、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

事務局

ありがとうございます。

現在、通学の安全点検を実施いただいておりますので、その結果を再度全庁的に共有しまして、改善に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

3. 児童生徒の通学路安全確保について

(2) 登下校時における児童生徒の安全確保について

事務局

それでは次に、「事項3(2) 登下校時における児童生徒の安全確保について」でございます。

この事項につきましては、教育委員会からの協議の要請事項となり、資料をご提出いただいております。教育委員会事務局より、ご説明をお願いします。

教育委員会事務局

(資料に沿って説明)

・資料3 登下校時における児童生徒の安全確保について

事務局

先ほどはブロック塀等の安全点検ということでしたが、それに併せて通学路の安全点検について求められているとのごでございました。特に不審者への対応などの児童生徒の安全確保についてということでの項目となっております。

ただいまの説明もございましたが、ご意見、ご要望等がございましたら、お受けをいたしたいと思っております。

委員

これからPTAにお願いするところですが、PTAの皆さんも自分の子どもの安全のことについては対応をいただかなければならないと思っておりますので、早急をお願いするべきであると思っております。教育委員会事務局におかれては、今日にでもPTAの方をお願いするのがよいと思っております。

また、教育懇談会の際に保護者からどのように対応しているかと質問された際には、安心できるような回答ができることが望ましいと思っております。

保護者の方と事故でなくされた親の話になると、いつもやりきれない思いになります。

事務局

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

市長、総括して何かご意見ございましたら、お願いいたします。

市長

新潟での児童殺害事件につきましては、本当に痛ましい事件でございました。哀悼の意を表したいと思っております。

この亀山でこのような事件が起こることがないように、日頃からの登下校の見守りなどのお世話はいただいているのですが、今一度、死角はないか、見えにくい場所はないかということなどについて、平時から予め把握しておくことが大事でありますので、早急に、学校関係者、保護者、関係団体、地域団体など、市域全体で協力し合い、一体となって、取り組んでいく必要があると考えております。

現在の国からの要請というのは、次から次へ情報が入ってまいりますので、冒頭の勤務時間の縮減と反するところもありますが、緊急課題として取り組んでいかななくてはならないと思いますので、通学路における緊急点検におきましても、教育委員会、学校、保護者だけでなく、市長部局も協力をさせていただいて、この緊急点検をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

委員

市長さんのおっしゃるとおりでありまして、大変大事なことだと思います。教育委員会サイドですから、児童生徒の通学路のブロック塀や全体の安全についてお話をしておりますが、これは考えてみれば、ブロック塀の問題は市民全体にも及ぶ話であると思います。あるいは、防犯についても、たまたま、これまでの事例が幼児や児童が対象であって、それ以外にも被害が及ぶ可能性があります。そのような中で、亀山市にはまちづくり協議会が設立され、まちづくり協議会のテーマとして、防犯や防災ということは必ず掲げ、検討をしております。ただ、まちづくり協議会というのは、地域のことを地域で考えていこうというものですので、市サイドから指示できないにしても、通学路の安全対策について、国・県・市でこのような取り組みがされていますというような情報提供をぜひやっていただければと思います。

委員

地域全体というような話をいただいたことを受けて考えますと、体制を作ることが必要であることも含めますと、この会議への出席者が欠けていないでしょうか。地域づくりの部署も会議に出席戴く必要があるのではないのでしょうか。

市長

貴重なご意見だと思います。

総合的に取り組んでいく必要があると考えております。地域づくりの担当の部署についても連携して、対応させていただきたいと思っております。

事務局

今、ご意見の中で2つのキーワードがあろうかと思っております。スピード感を持つということと、全庁的に取り組むということが大変重要であると思っております。きちんと庁内で連携を図り、取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

会議閉会

事務局

それでは、予定をしておりました事項につきましては以上となります。市長にお返しをさせていただきたいと思っております。

市長

本日はありがとうございました。貴重なご意見をいただきまして、大変有意義な会議となったと思っております。

それぞれ難しいテーマであろうと思っておりますし、緊急を要するものもございますが、本日、議論させていただいた点については、十分に意識をしながら、今後も教育委員会と対等な関係で連携させていただいて、進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともお世話をおかけしますが、よろしく願いをいたします。

暑い時期ですので、お身体ご自愛いただき、ますますご活躍いただきますことを祈念してご挨拶といたします。

本日はありがとうございました。